

事業名	生活つなぎ資金貸付制度
対象者	所得の少ない世帯で本市に住所を有し、かつ住民登録されている方
内 容	<p>所得の少ない世帯で、臨時の出費または収入欠除等のために、生活を一時的につなぐための応急的な資金を必要とする時の資金制度です。</p> <p>〔貸付限度額〕 10万円以内</p> <p>〔利 率〕 無利子</p>

お問い合わせ

社会福祉法人人間市社会福祉協議会

04 - 2963 - 1014